



栃木県公報

平成 28 年
1月 5日(火)
第2746号

目 次

告 示

- 公の施設に係る指定管理者の指定..... 1
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請..... 1
- 救急医療機関の指定の取消し..... 2
- 宅地建物取引士証の交付又は有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定..... 2

調達等公告

- 入札公告..... 2

告 示

栃木県告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 名 称 及 び その代表者又は管理人の氏名	指 定 管 理 者 の 住 所	指 定 期 間	所 管 課
栃木県県民の森	たかはらの森管理グループ 代表者 栃木県森林組合連合会 代表理事長 江 連 比 出 市	宇都宮市西一 の沢町 8 番 22 号	平成28年 4 月 1 日 から平成33年 3 月 31日まで	環境森林部 自然環境課

(自然環境課)

栃木県告示第2号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成28年2月19日までに栃木県小山環境管理事務所に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年 1月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社アクトリー 代表取締役 水越 裕治
石川県白山市水澄町375番地
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3491-1 外
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ及び感染性一般廃棄物
- 5 申請年月日
平成27年11月13日
- 6 縦覧場所
栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県小山環境管理事務所、壬生町民生部生活環境課及び栃木市生活環境部環境課
- 7 縦覧期間
平成28年1月5日から同年2月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 8 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の記載事項
 - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
 - (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

栃木県告示第3号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成28年1月5日

栃木県知事 福田 富 一

名	称	所	在	地
地方独立行政法人 新小山市民病院		小山市若木町1-1-5		

(医療政策課)

栃木県告示第4号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項本文（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者又は宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定したので告示する。

平成28年1月5日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 公益社団法人全日本不動産協会が宅地建物取引士に対する講習の実施要領（昭和55年建設省告示第1798号）に準拠して栃木県内で実施する講習
- 2 1の講習及び公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会が宅地建物取引士に対する講習の実施要領に準拠して実施する講習を受講することができないやむを得ない事由があると知事が認めた場合には、他の都道府県知事が宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定に基づいて指定する講習

(住宅課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年1月5日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日 出 男

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 テキスタイルインクジェットプリンタシステム 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月31日
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、事務用機器、紙、文具類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成28年1月21日から同月28日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号
栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成28年1月21日午後5時(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成28年1月28日午前9時30分 栃木県産業技術センター相談室
- (3) その他 入札説明書は、平成28年1月5日から同月15日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)